

# 令和3年度後期選抜入学者募集要項

福島県立安達東高等学校

〒964-0316 福島県二本松市下長折字真角13

TEL (0243) 55-2121 FAX (0243) 55-3780

## 1 募集定員

課程	学科	募集定員
全日制	総合学科	80名 (募集定員から前期選抜の合格者数を除いた数とする)

※後期選抜は、前期選抜により定員を充足しない場合に実施する。

## 2 出願資格

出願することのできる者は、次の(1)・(2)のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜に合格した者は、出願することはできない。

なお、前期選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）  
ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。
- (2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
  - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
  - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - ③ 文部科学大臣の指定した者
  - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

## 3 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 4 出願期間

令和3年3月16日（火）から3月17日（水）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、694円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、令和3年3月17日（水）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 5 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
  - ① 入学願書（県教育委員会において作成したもの）
  - ② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）  
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
  - ③ 受験票用紙（県教育委員会が作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
  - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会が作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）  
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
- (2) 上記(1)以外の者
  - ① 入学願書（上記(1)①に同じ）

- ② 健康診断書（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）  
ただし、前記「2 出願資格」の「(2)中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の②に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。
- ③ 履修証明書、学習成績証明書  
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成したものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

## 6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

(3) 提出期間は、令和3年3月16日（火）から3月19日（金）までとする。

郵送の場合には、3月19日（金）必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

## 7 県外からの出願

県外からの出願者は、前記5に示した出願書類のほかに、次の書類を本校校長に提出する。

本校校長は、提出された出願書類を審査し受け付ける。

(1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

(2) 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

## 8 願書受付

(1) 出願書類を受け付けたときには、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については写しをとっておく。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

## 9 出願先変更

志願者は、令和3年3月18日（木）に、1回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

(1) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は次の手続きによる。

- ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の校長に提出する。

- ② 後期選抜出願変更願の提出を受けた高等学校長は、志願者が先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
  - ③ ②により変更先の校長から連絡を受けた高等学校長は、変更先の校長に入学願書の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
  - ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に出願した校長に、後期選抜出願先変更者名簿を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
  - ⑤ 高等学校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことができる。
- (2) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。  
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
  - (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。  
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 11 選抜方法・選抜資料

志願者には面接と作文を課し、以下の(1)から(3)の選抜資料により、本校教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

- (1) 調査書：「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は65点満点とし、合計200点満点とする。
- (2) 面接：個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（数学、英語、理科、社会）を含む。面接については、段階評価する。
- (3) 作文：作文を実施する。400字程度で自分の考えをまとめる作文とする。作文については、点数化し、100点満点とする。

## 12 面接・作文の日時及び会場

- (1) 日時 令和3年3月22日（月）  
ア 点呼・諸注意 午前9時00分～  
イ 作文・面接 午前9時20分～  
(正面玄関から入り、受験生控室に集合すること。)
- (2) 会場 福島県立安達東高等学校
- (3) 持参物 受験票、上ばき、昼食、筆記用具(シャープペンシルも可)、消しゴム
- (4) その他 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。(本校に設置してある公衆電話はカードが使用できません。)

## 13 合格者発表

- (1) 令和3年3月23日（火）午後3時以降に本校で発表する。
- (2) 合格者に対して合格通知書を交付するので、受験票を持参の上、午後4時までに来校すること。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

※ 以上のほかは、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱による。